

○厚生労働省
国土交通省告示第一号
環境省

建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成三十年
環境省告示第一号。以下「登録規程」）
という。）の一部を次の表のように改正し、令和六年五月一日から適用する。ただし、この告示による
改正後の登録規程第十六条第五項の規定による引渡しは、この告示の適用前においても、同項の規定
の例により行うことができる。

令和六年四月五日

厚生労働大臣 武見 敬三
国土交通大臣 斎藤 鉄夫
環境大臣 伊藤信太郎
(傍線部分は改正部分)

	改 正 後	
改 正 前		
（帳簿の記載等）		
第十六条 (略)		
3 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関 は、第一項の帳簿（前項の規定による記録 が行われた同項のファイル又は光ディスク 等を含む。第五項において同じ。）を、建築 物石綿含有建材調査者講習事務の全部の廢 止（登録の取消し及び登録の失効を含む。） をするまで保存するものとする。	3 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関 は、第一項の帳簿（前項の規定による記録 が行われた同項のファイル又は光ディスク 等を含む。）を、建築物石綿含有建材調査者 講習事務の全部を廃止するまで保存するも のとする。	
5 4 (略) 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関 は、建築物石綿含有建材調査者講習事務の 全部を廃止した場合（登録を取り消された 場合及び登録がその効力を失った場合を含 む。）には、第一項の帳簿を厚生労働大臣に 引き渡さなければならない。	2 (略) 建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程 は、第一項の帳簿（前項の規定による記録 が行われた同項のファイル又は光ディスク 等を含む。）を、建築物石綿含有建材調査者 講習事務の全部を廃止するまで保存するも のとする。	4 (略) (新設) 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関